〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館1F
Tel：03-3474-7564㈹　Fax：03-3458-2616
≪ホームページ≫ http://shinagawa-aoiro.gr.jp

各種受付時間

【記帳相談・各種手続き等】
午前… 9:30～11:00　午後…13:00～16:00
【会費の支払等】
午前… 9:00～12:00　午後…13:00～17:00
土※日祝日はお休みとなります。
※第一土曜日を除く

1月20日からは、電話が大変繋がりづらくなります。ご了承下さい。

マイナンバー制度始まります！

マイナンバー（個人番号）は国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

・社会保障、税、災害対策の分野の手続きで、申請書等へマイナンバーの記載が必要となります。

・平成28年1月以降に法律で定められた行政手続きにしか使いません。紛失、盗難、詐欺などにも注意下さい！

マイナンバーの具体的な利用場面

社会保障	・年金の資格取得や確認、給付 ・雇用保険の資格取得や確認、給付 ・医療保険の給付請求 …など
税	・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載 …など
災害対策	・被災者生活再建支援金の支給 ・被災者台帳の作成事務 …など

個人事業主の方が税の分野に関して、マイナンバーを取り扱うケースとして、大きく2つに区分できます。

① 事業主本人のマイナンバーを記載するケース（事業専従者や扶養親族等の記載も必要の場合あり）
［例］確定申告書、各種届出書　など

② 従業員や取引先等他人のマイナンバーを取得し、書類に記載して提出するケース
［例］源泉徴収票、支払調書　など

今回は平成28年1月の運用開始後、直ぐに関係する可能性がある①について特集します。

※右記②の内、給与の源泉徴収業務に関しては、28年1月以降に中途退職する方のマイナンバー以外は、現時点で直ぐに取得しなくてもかまいません。（各書類の提出時までには取得等が必要となります）
※マイナンバーに関するご質問等は、総合フリーダイヤルにお問い合せ下さい。（2面参照）

平成28年分の確定申告書（平成29年の2～3月に提出する分）からマイナンバーの記載が必要になります。
その為、平成27年分の確定申告書には記載しません。
ただし、平成28年1月以降に行う手続きで、マイナンバーの記載が直ぐに必要となる手続きがあります！

【例】平成28年分償却資産申告書、
平成28年以降に提出する届出書や更正の請求書　など

マイナンバー制度導入後は、書類の提出方法によって取扱いが異なります。そこで基本的な方法をご紹介します。

『本人が直接税務署等へ提出する場合』
①提出書類にマイナンバーを記載する
②提出時に本人の『番号確認』と『身元確認』を提示します。

『本人が郵送する場合』
①提出書類にマイナンバーを記載する
②本人の『番号確認』と『身元確認』の写しもあわせて同封します。
※控えと返信用の封筒も同封します。

『青色申告会経由で提出する場合』
①提出書類にマイナンバーを記載する
②本人の『番号確認』と『身元確認』の写しもあわせて提出します。
※青色申告会に委託する旨の同意書に『署名頂きます。

本人の『番号確認』と『身元確認』の詳細は2面をご覧下さい。

GOGO！葵ちゃん ～マイナンバーでもGOGO！の巻～

品川 葵（葵ちゃん）：品川青色申告会期待のホープ。今年も活躍する予定ですよ!?

品川 空（ソラちゃん）：葵ちゃんの妹。

左記の手続きはマイナンバーが直ぐに必要！

スタート

・平成28年度償却資産の申告
・平成28年1月以降におなくなりになった方の
　準確定申告書
・給与支払事務所開設や納税地異動などの各種届出
・更正の請求書
など

（番号確認）と（身元確認）の書類（原本とコピー）が必要となります。
左の表のものをお持ち下さい！

『番号確認』に必要なもの	『身元確認』に必要なもの

個人番号カード（マイナンバーカード）

※申請により交付される顔写真付きのプラスチック制のカードです。
これ一つで【番号】と【身元】の確認が可能です。

［いずれか１点］

・通知カード
（当初送られた紙のカード）
・マイナンバーが記載された住民票の写し、又は、住民票記載事項証明書
など

［いずれか１点（有効期限内のもの）］

・運転免許証
・住民基本台帳カード（顔写真付き）
・パスポート
・身体障害者手帳
・在留カード
・特別永住者カード
など

［上記の身元確認のものがない場合は原則として次のうちいずれか２点］

・健康保険被保険者証
・国民健康保険被保険証書
・年金手帳
・住民票の写し
・印鑑登録証明書
など

（例）通知カード（番号確認）と運転免許証（身元確認）の原本とコピー

個人事業主の方は、以下の表に基づいたマイナンバーが必要となります。
詳細は今後会報などでもお知らせしていく予定です。

表①…税務署に提出するもの
表②…区役所や都税事務所に提出するもの
表③…従業員とのやり取りを行うもの
表④…税務署に提出するもの
表⑤…取引先等に交付するもの

◎…番号記載＋番号・身元確認書類の提示が必要
○…番号記載が必要
（番号・身元確認は、事業主等において行う）
□…上記○の内容とあわせて、専従者や従業員の扶養者等の番号も必要（各確認は従業員等で行う）　×…番号の記載等不可

表①	事業主本人	配偶者扶養者	専従者	従業員
所得税確定申告書	◎	○	○	×
消費税確定申告書	◎	×	×	×
専従者給与の届出	◎	×	○	×
その他の届出等	◎	×	×	×
源泉徴収票	◎	×	□	□

表②	事業主本人	配偶者扶養者	専従者	従業員
給与支払報告書（源泉徴収票）	◎	×	□	□
償却資産申告書	◎	×	×	×

表③	事業主本人	配偶者扶養者	専従者	従業員
扶養控除等申告書　など	○	×	□	□
源泉徴収票※本人交付用	×	×	×	×

表④	支払者（提出者）	支払を受ける者	あっせんした者
報酬の支払調書など	○	○	×
不動産使用料支払調書　など	○	○	○
法定調書合計表	◎	×	×

表⑤	支払者	支払を受ける者	あっせんした者	税務署提出者
各種支払調書※支払を受ける者へ交付（注）	×	×	×	×

（注）交付義務はありませんが、実務慣習上発行するのが一般的です。

マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することや、
その他マイナンバー制度に関するお問合せにお答えします。
※下記は国のコールセンターになります。

0120－95－0178（無料）

平日……9:30～22:00
土日祝…9:30～17:30（年末年始12/29～1/3を除く）

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合（有料）
・マイナンバー制度のお問合せ…050-3816-9405
・通知カード等のお問合せ……050-3818-1250

予約のご確認を！

スタート

昨年（26年分）の決算・申告サポートをご利用されましたか？

いいえ

はい

前月の会報に、予約して下さいと書かれた『決算サポート予約のお知らせ』が同封されています。

いいえ

前月の会報に、予約日が書かれた『決算サポート予約のお知らせ』が同封されていましたか？

はい

予約人数の都合上、当初のご予約日と異なる場合がございます。必ずご確認下さい。

新規ご入会者や前回予約をされなかった方等は、ご予約が必要です。

ゴール

下記の日程等もご確認下さい！
ご不明点はご連絡下さい。

【決算書・確定申告書について】

★税務署から決算書・確定申告書が一月末頃に届く予定です。これを必ず保存し、ご持参下さい。（予定納税などの情報として使用します）

★前回【e-Tax（代理送信含む）】を選択した方は、決算書・申告書等一式が届きません。その代わり税務署からハガキ又は封書が届きますのでこれを必ず保存し、ご持参下さい。（予定納税などの情報として使用します）

★税務署から決算書・確定申告書の届く時期が例年遅くなっています。その結果、決算・申告サポートの開始日に間に合わない場合があります。そこで円滑な申告を行う為に、『自己チェックシート及び事前情報』のご協力をお願いしております。

詳細は前月号4面をご覧下さい。

★平成27年分の所得税申告期限は平成28年3月15日（火）です。
★平成27年分の消費税申告期限は平成28年3月31日（木）です。

決算・申告サポート期間	★1月20日（水）～3月15日（火）

予約を入れる場合…

予約期間	★2月1日（月）～3月11日（金） （日曜、祝祭日、土曜日の午後を除く）
予約日時	★月～金曜日（祝祭日を除く） 午前9時～11時、午後1時～4時 ★土曜日（祝祭日を除く） 午前9時～11時

★予約時間の10分程前には受付を終了して下さい。
★受付時間を過ぎますとキャンセル扱いになる場合がございますので、ご注意下さい。
★予約のお申込み・ご変更等は事務局へ、お早めにご連絡下さい。

※3月15日（火）における決算書・申告書等の当会お預りは、午後2時までとさせて頂き、品川・荏原の両税務署へ提出致します。それ以降はご自身で直接提出願います。
※1月9日（土）～3月12日（土）までの土曜日は、午前中のみ営業致します。
※3月16日（水）からは通常営業となりますので、16日（水）以降の土曜日営業は、原則第一土曜日のみとなります。

サポート期間中の日程について…

1月20日（水）～1月30日（土）	予約不要です（来局順）
2月1日（月）～3月11日（金）	予約制です
3月12日（土）～3月15日（火）	予約不要です（来局順）

【上記日程におけるサポート受付時間】
★月～金曜日（祝祭日を除く）……午前9時～11時
午後1時～ 4時
★土曜日（祝祭日を除く）……午前9時～11時

サポート期間後の日程について…

3月16日（水）～3月31日（木）	予約不要です（来局順）

【上記日程におけるサポート受付時間】
★月～金曜日（日曜、祝祭日、土曜日を除く）
……午前9時～11時、午後1時～ 4時

決算・申告サポート関係書類のお預り方法が変わっています！

サポート関係書類のお預りについて（平成25年分サポートより変更済み）は、下記をご参照下さい。
なお、『品川青色申告会の収受印を押印した決算書・申告書の控え』をサポートの当日にお渡します。
こちらは正式な控えではございませんのでご注意下さい。

税務署への提出方法は、どれを選択しますか？

パターン①

イータックスによる
代理送信を選択

書類の精算・見直し後、
税理士が税務署へ送信致します。

代理送信を選択された方で、保育園への提出等の為に、正式な書類が必要な方は、事務局へお申し出ください。
原則として、申告時期より約5年間は、ご用意する事が可能です。

パターン②

品川青色申告会による
直接提出を選択
（清書の必要あり）

書類の精算・見直し後、
税務署へ提出致します。

【品川税務署】
又は
【荏原税務署】が
所轄税務署ですか？

品川・荏原署の方

品川・荏原署以外の方

パターン③

イータックスによる本人送信、
ご本人による直接提出の方等は、
職員へお尋ね下さい。

僕は、自分で提出するから、確認してもらうだけで良いけど…

品川・荏原署の方

【税務署収受印の書類（正式な控え）】のお預り期間（4月1日～9月30日まで）の間に品川青色申告会へご来局下さい。
【税務署収受印の書類（正式な控え）】をお渡しします。
★保育園への提出等で4月1日以前に書類が必要な方は、予めお申し出下さい。
★お預り期間内にご来局が難しい方は、決算・申告サポート時にお申し出頂く事により、郵送（レターパックプラス）にてご返却致します。なお、恐れ入りますが、郵送代510円は実費とさせて頂きます。（当日お支払い下さい）
★お預り期間経過後は、正式な控えは廃棄処分致しますので、ご注意下さい。

お預り期間経過後に、正式書類が必要になった方は、所轄税務署にてご本人様で開示請求等を行って下さい（有料）

品川・荏原署以外の方

従来通りの方式とさせて頂きます。
詳細は職員がご説明致します。

つまり？

必ず決算サポート時に、過年度の決算書・申告書・関係書類を（過去３年間分）お持ち下さい。事務局に書類はございませんので、お持ち頂けない場合、サポートが行えない可能性がございます。

正式な控えの書類とは…？

品川青色申告会でサポート時にお渡しする書類（品川青色申告会の収受印が押印されたもの）は、正式な控えの書類ではありません。その為、保育園や金融機関への提出には原則として使えません。あくまでも税務署の収受印が押印されたものが正式な控えとなります。（保育園等の提出時には、これをそのまま提出するのではなく、必ずコピーを提出して下さい）なお、イータックスにより書類を提出された方は、インターネット上から証明書を発行し、使用します。

重要ですので、必ずお読み下さい！

年末調整・源泉税の納付はお早めに！

年末調整・お持ち頂く資料

① 27年分源泉徴収簿(1～12月分給与・賞与の記入と集計、支給金額に誤りがないように、ご確認下さい)
② 受給者の住所、氏名・配偶者名・扶養者名それぞれの方の生年月日等、配偶者・扶養者に収入のある方は、その種類と年間収入金額の見込み額。
【H27年分の扶養控除等申告書及び保険料控除 兼 配偶者特別控除申告書※】
③ 年末調整に必要な各種控除証明書（国民年金・国民年金基金・健康保険等・社会保険・生命保険・地震保険等・小規模企業共済等の年間支払金額のわかる物及び証明書などをご持参下さい）
④ 中途採用者がいる場合は、その方の前勤務先の源泉徴収票が必要です。
⑤ 税務署より送付された源泉税納付書をご持参下さい。
⑥ 給与表(11月下旬頃、区役所より郵送されています。)
⑦ 事業主の印鑑(認印)

※平成25年1月より7年間の保存が明確化されました。
なお、平成28年1月以降に受け取る扶養控除等申告書には、従業員からマイナンバー(個人番号)を取得し、記載する必要があります。

年末調整サポートをご利用される方は、
上記の資料をご持参の上ご来局下さい。

下期（7月～12月分）の納付期限は、H28年1月20日（水）までですが…

⇐

源泉サポートを受ける方は、1月12日（火）までにお願い致します

平成27年分 ～所得税・消費税～ 決算・申告ポイント説明会

事業所得など一般の方
（事業所得の他に不動産所得のある方も含みます）

日　程	時　間
H28年1月12日（火）	午後2時～4時30分
H28年1月13日（水）	午後6時～8時30分

不動産所得のみの方

日　程	時　間
H28年1月12日（火）	午後6時～8時
H28年1月13日（水）	午後2時～4時

★正しい決算・申告を行って頂く為に、誤りやすい点・新しく変わった点を分かりやすく説明致します。
★個人事業者及び不動産所得者は、どなたでも参加する事ができます。お気軽に会場へお越し下さい。
★出席者には『決算・申告ポイント研修会受講証明書』を発行致します。決算・申告サポート時に必ずお持ち下さい。
★各日程の時間は、説明会の開始時間となります。
★受付は各説明開始時間の30分前からとなります。

【講　師】品川税務署担当官　他
【参加費】無　料
【会　場】きゅりあん6F大会議室
住所：品川区東大井5-18-1
TEL：03(5479) 4100

新年号 よろず発信

明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。

現在申告サポートの準備で慌ただしいのですが、今後のサポートに関する対策を講じるための準備に頭を抱えています。まずは何といっても『マイナンバー制度』そして『消費税の引上げ』が悩みの種です。

特に消費税に関しては軽減税率の導入が予定されていますが…軽減税率の制度が良いか悪いかは別にして、単純に導入するだけでは、経理処理の複雑化が目に見えています。どのような形になるか、今後の動向に注目です。

一方、皆さんへ取り急ぎのご連絡として、マイナンバー制度で必要な部分を今回特集しました。なお、皆様へのサポートは、どのような形が望ましいのか模索中です。少々お時間を下さい。

さて、皆さんはマイナンバー制度に関してどのくらい把握していますか？1面でも書きましたが、まずは『自分の提出書類に関して、マイナンバーを書き、それが正しいものであるか原本を提示する必要がある(コピーも求められる場合あり)』とお考え下さい。そこで、2面上段の赤枠に書いた手続き等に関しては、表に基づき『番号確認』と『身元確認』の原本をお持ち下さい。(*)本人が直接税務署に提出する場合以外は、コピーもあわせてお持ち頂くようご協力願います！

また、提出書類によっては扶養者や専従者の方等のマイナンバーの記載が必要になりますので、記載できるように準備して下さい。

なお、これらの方のマイナンバーに関しては、原本やコピーの提示等が必要ありません。原本等が必要になるのはあくまでも提出者です。

今回紙面の関係上全てはお伝えできません。特に従業員の給与に関して、退職者だけは退職時にマイナンバーの取得が必要となりますのでお忘れずに！

お忘れなく！

決算・申告サポートを受けられる方は、過去3年分の決算書・申告書をお持ち下さい。

過年度の書類を青いファイルに入れて保存している方は、それをそのままお持ち下さい。（新規入会者を除く）

なお、過年度の参考資料をお持ち頂けない方はサポートを行えない可能性がありますので、ご注意下さい。

↑
青いファイル（過年度の申告書・決算書等）の中身を確認し、お持ち下さい。

税務署からのお知らせ

★ 財産債務調書及び国外財産調書の提出について ★

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」をその年の翌年の3月15日までに提出をお願いします。

また、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その年の翌年の3月15日までに「国外財産調書」の提出をお願いします。

事務局からのお知らせ

【年始の業務について】

★平成28年は1月5日(火)の午前9時より通常業務を開始致します。

【土曜日営業について】

★1月2日(土)は、お休みさせて頂きます。

★1月9日(土)～3月12日(土)までの土曜日は午前のみ営業を致します。

なお、受付は午前11時までとなります。

【予約について】

★サポート時に翌年度のご予約を頂いております。ご協力下さい。

なお、仮のご予約となります。人数調整の結果、ご予約日時が変更される可能性がありますので予めご了承下さい。

【事務局からのお願い！】

★1月7日(木)は、新年賀詞交歓会が行われます。

★1月15日(金)は、職員研修を行います。

★1月12日(火)13日(水)は、決算・申告ポイント説明会が『きゅりあん・6階大会議室』にて行われます。

(注)★印がついている日に御用がある方は、午前中のご来局をお願い致します。

午後は、記帳相談等について対応致しかねる場合がございますので、予めご了承下さい。

【お問合せについて】

★1月20日(水)以降は、電話が大変繋がり難くなります。ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願い致します。

【駐車場について】

★車でご来局予定の方は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。近隣の有料駐車場は満車である事が多いので、交通機関や自転車等でのご来局をお薦め致します。

決算・申告サポートの持ち物

★帳簿等（出納帳・経費帳・売上帳・売掛帳・仕入帳・買掛帳・振込、自動払い扱いに利用されている通帳又は写しなど）

★過去の決算書・確定申告書の控え（24年・25年・26年）

★健康保険・介護保険の27年中の支払金額がわかるもの

★国民年金の27年中の支払金額がわかる証明書

★国民年金基金・小規模企業共済・生命保険・地震保険・寄附金等の控除証明書等

★医療費の領収書、保険などから補てんされた金額のわかるもの（各自毎の集計も必要となります）

★専従者・従業員の源泉税台帳（所得税源泉徴収簿等）

★27年中に土地・建物・自動車・機械設備・工具器具備品等の売買（購入は10万円以上）、及び20万円以上の修繕がある方は、明細書・借入ローン明細書・領収書・契約書など詳細がわかる資料

★税金の引き落とし可能な銀行の預金通帳と届出印

★他に給与・公的年金等の収入がある方は、源泉徴収票

★保険金収入や配当金収入等その他の収入がある方はお問合せ下さい。

★届出書の提出等がある方は、マイナンバー関連の資料（1面、2面参照）

平成27年12月5日時点の決算・申告サポート予約状況

【平日の状況】

2月は午後3時以降、3月は午前10時以降が比較的空いています。

【土曜日の状況】

土曜日は大変混み合っています。

姉とは仲良しな、しっかり者。今年は出番が増える予定ですよ!?

先輩：葵ちゃんの教育係。今年も色々と教えてくれる予定ですよ!?